

厚生労働科学研究における 合成樹脂製器具・容器包装の規格基準の検討

国立医薬品食品衛生研究所
食品添加物部 河村 葉子



1. はじめに

平成25年3月に厚生労働科学研究「食品用器具・容器包装及び乳幼児用玩具の安全性向上に関する研究」が終了した。平成13年に厚生科学研究「食品用器具・容器包装等の安全性確保に関する研究」を立ち上げてから12年。その間、厚生科学研究は厚生労働科学研究、主任研究者は研究代表者と名称変更があったが、一貫して器具・容器包装などの安全性について規格基準という観点から研究を進めてきた。業界の方々にとっては無理難題も多々あったと思うが、塩化ビニリデン衛生協議会をはじめ、多くの方々の御協力により、多大な研究成果を上げることができたことに感謝したい。

我が国の器具・容器包装の安全性を担保するために、食品衛生法第18条に基づき、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の「第3 器具及び容器包装」として器具・容器包装の規格基準を定めている。それらの中には、明治時代や戦後の混乱期の規制を引き継いだものもあり、また、合成樹脂については約50年前に制定されたホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂の規格基準をベースに継ぎ足されてきた。そのため、科学技術の進歩や時代の流れに適合しない部分も多々見られた。

そこで、平成18年にそれまでに実施した厚生科学研究などをもとに大幅な規格改正が実施された(平成18年3月31日厚生労働省告示第201号)。これは主に有害試薬の削除とGLP(Good Laboratory Practice)への適合を目的とした試験法の改正が中心であった。一方、規格値に踏み込んだ改正については科学的な根拠が十分に揃ったものに限られ、多くの課題が積み残されることとなった。

そこで、それらの課題について現行規格を検証し、科学的な根拠に基づいた改正原案を作成するため、平成19～21年度に「食品用器具・容器包装、乳幼児用玩具及び洗浄剤の安全性確保に関する研究」を実施した。3年間では細部まで十分に検討できなかったことから、平成22～24年度に「食品用器具・容器包装及び乳幼児用玩具の安全性向上に関する研究」を引き続き実施した。そして、平成24年度の最終報告書では、合成樹脂及びゴム製器具・容器包装に関する規格基準の改正原案をまとめた。ここでは合成樹脂に関する内容を紹介したい。

なお、ここで示した規格基準の改正原案は、厚生労働科学研究の成果として報告したものである。実際の規格基準改正は、厚生労働省でさらに検討されたのち、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会の審議を経て決定されることから、そのまま改正されるわけではないことをご承知おきいただきたい。

塩化ビニリデン衛生協議会加盟会社(五十音順)

旭化成ケミカルズ株式会社 旭化成ホームプロダクツ株式会社 岡田紙業株式会社 株式会社クレハ
興人フィルム&ケミカルズ株式会社 シールドエアージャパン合同会社
ダイセルバリューコーティング株式会社 東タイ株式会社
三井化学東セロ株式会社 ユニチカ株式会社

ビニリデン協だより 76号

2014年3月発行



塩化ビニリデン衛生協議会
〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル8階
Tel:03-6280-5673 Fax:03-6280-5674 URL:http://vdkyo.jp